

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年10月9日

金曜日

第5578号

目次

告 示

- | | |
|------------------|---|
| ○道路の供用開始 | 1 |
| ○指定障害児通所支援の事業の廃止 | 2 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | |

公安委員会告示

- 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は
駐車に関する合意

公 告

- | | |
|----------|---|
| ○落札者等の公示 | 4 |
|----------|---|

監査委員公告

- | | |
|-----------|---|
| ○監査の結果の公表 | 5 |
|-----------|---|

告 示

富山県告示第438号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月9日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年10月9日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 井波城端線	南砺市北川字宮前1838番11から 南砺市井波字八日町3125番1まで	令和8年10月9日	砺波土木 センター

富山県告示第439号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の 5 の25第 2 号の規定により公示する。

令和8年10月9日

富山県知事 新 田 八 朗

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和8年9月30日	1650400060	合同会社ことこと	魚津市寿町12番28号	のこのこ	魚津市寿町12番28号

富山県告示第440号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の25第 1 号の規定により公示する。

令和8年10月9日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和8年10月1日	1650400110	特定非営利活動法人わかき会	魚津市大光寺1010番地14	のこのこ	魚津市寿町12番28号

富山県公安委員会告示第84号

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又

は駐車に関する合意について

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第44条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり立山町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和 8 年10月 9 日

富山県公安委員会委員長 庵 栄伸

1 合意した者

- (1) 北陸信越運輸局
- (2) 富山地方鉄道株式会社
- (3) 立山土木事務所
- (4) 立山町
- (5) 富山県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

富山地方鉄道株式会社が管理する下記の停留所とする。

停留所名	所在地
立山町役場前	富山県中新川郡立山町前沢2440番地 8 先
雄山高校前	富山県中新川郡立山町前沢2322番地14先
草野	富山県中新川郡立山町草野 146番地先
同心口	富山県中新川郡立山町前沢2178番地10先
大石原	富山県中新川郡立山町大石原 233番地先
蔵本口	富山県中新川郡立山町大石原 192番地 4 先
日置	富山県中新川郡立山町利田2220番地 2 先
上町	富山県中新川郡立山町五百石 184番地 5 先

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

立山町が実施する自家用自動車による予約型バス運行の用に供する自動車

4 2における 3 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

~~~~~  
公 告  
~~~~~

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年10月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム） 予定数量 4,410トン

備蓄用凍結防止剤（塩化ナトリウム） 予定数量 490トン

備蓄用凍結防止剤運搬（塩化ナトリウム） 予定数量 490トン

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和8年9月24日

4 落札者の氏名及び住所

日栄商事株式会社 石川県金沢市南新保町口35番地

5 落札金額

凍結防止剤 1トン当たり51,700円

備蓄用凍結防止剤 1トン当たり48,070円

備蓄用凍結防止剤運搬 1トン当たり 6,930円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年8月3日

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 9 日

富山県監査委員 奥 野 詠 子
富山県監査委員 井 上 学
富山県監査委員 田 中 篤 人
富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 県の機関**(1) 監査対象箇所****監 査 年 月 日**

議会事務局	議 会 事 務 局	令和 8 年 8 月 31 日
知事政策局	政 策 推 進 室	令和 8 年 8 月 19 日
同	広 報 課	令和 8 年 8 月 20 日
同	企 画 室	令和 8 年 8 月 20 日
危機管理局	危 機 管 理 課	令和 8 年 8 月 21 日
同	防 災 課	令和 8 年 8 月 21 日
地方創生局	ワンチームとやま推進室	令和 8 年 8 月 26 日
同	デ ジ タ ル 化 推 進 室	令和 8 年 8 月 25 日
経営管理部	人 事 企 画 室	令和 8 年 8 月 25 日
同	法 務 文 書 課	令和 8 年 8 月 27 日
同	統 計 調 査 課	令和 8 年 8 月 26 日
同	学 術 振 興 課	令和 8 年 8 月 26 日
同	財 政 課	令和 8 年 8 月 6 日
同	財 産 管 理 室	令和 8 年 8 月 27 日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
生活環境文化部	県 民 生 活 課	令和8年8月3日
同	ス ポ ー ツ 振 興 課	令和8年8月4日
厚生部	厚 生 企 画 課	令和8年8月6日
同	こ ど も 家 庭 室	令和8年8月4日
同	障 害 福 祉 課	令和8年8月7日
同	医 務 課	令和8年8月7日
同	健 康 対 策 室	令和8年8月6日
商工労働部	成 長 産 業 推 進 室	令和8年8月19日
同	地 域 産 業 振 興 室	令和8年8月7日
同	多様な人材活躍推進室	令和8年8月4日
土木部	子撫川統合ダム管理事務所	令和8年8月24日
同	富 山 港 事 務 所	令和8年8月17日
出納局	検 査 室	令和8年8月27日
同	出 納 課	令和8年8月25日
同	総 務 会 計 課	令和8年8月20日
同	富 山 出 納 室	令和8年8月25日
同	魚 津 出 納 室	令和8年8月25日

(注) 奥野監査委員及び井上監査委員については、地方自治法第 199条の 2 の規定により、議会事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

令和6年度及び令和7年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象箇所から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われて

いると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 年度内に歳入調定すべきところを翌年度に調定したものがあった。
- イ 歳入調定に遅延しているものがあった。
- ウ 収入証紙収納額報告書に誤りがあった。
- エ 収入科目等を誤っているものがあった。（2箇所）
- オ 現金の払込に遅延しているものがあった。
- カ 補助金の変更交付決定が必要であったのに行われていないものがあった。
- キ 補助金の額の確定が適正でないものがあった。
- ク 支払が遅延しているものがあった。（4箇所）
- ケ 過年度支出が生じた。
- コ 契約保証金の納付前に契約を締結したものがあった。
- サ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあった。
- シ 財産報告の内容を誤っているものがあった。
- ス 借受財産台帳に未整理のものがあった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

令和8年8月3日

富 山 県 道 路 公 社

令和8年8月21日

(2) 監査対象年度

令和7年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象箇所から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監

査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 再委託の承認について、協定書に違反しているものがあった。

イ 委託の設計積算に誤りがあった。